

【付録】

京浜歴史科学研究会会則

第1条 本会は、京浜歴史科学研究会と称する。

第2条 本会は、以下のことを目的にする。

- 1、本会は、京浜地域の歴史的形成と現代的展開に関する科学的研究を行なう。
- 2、本会は、京浜地域の勤労者・住民を主体とする、地域史の学習・研究活動をすすめる。
- 3、本会は、京浜地域における歴史教育の科学的・民主的発展に寄与する。
- 4、本会は、京浜地域の勤労者・住民による文化的諸活動の自主的・民主的発展につとめる。
- 5、本会は、以上の目的の範囲で、他の諸団体や自治体と必要な交流・協力・共同をはかる。

第3条 本会は、その目的を実現するため、つぎの諸活動を行なう。

- 1、研究会・研究集会の開催。
- 2、会報・会誌の発行。
- 3、フィールド・ワークの実施。
- 4、その他、本会の目的実現に必要な諸活動。

第4条 本会は、その目的に賛同し、会費年額2,000円を納入する個人または団体を会員とする。

第5条 会員は、以下の権利を有する。

- 1、会員は、総会の開催請求・発議・評決権と役員選挙・被選挙権を有する。
- 2、会員は、研究会等の開催通知を受け、それらに参加できる。
- 3、会員は、会報・会誌の配布を受け、それらに論稿を発表できる。

第6条 会員は、以下の場合、会員としての権利を失う。

- 1、本人が大会を申し出た場合。
- 2、会費を1ヶ年以上納入しない場合。
- 3、総会が本会の目的に反する行為を理由に除名した場合。

第7条 本会は、会務の最高決定機関として総会をおく。

- 1、総会は、1年に1回、年末に開催する。また、会員の要求があれば、随時開催する。
- 2、総会は、全会員が評決権を有し、議事主宰者への委任状を含め、会員総数の過半の参加をもって成立する。

3、総会は、事務局または会員の提出した議案を審議し、参加者の過半の参加をもって決定する。

4、総会は、事務局の推薦または会員の立候補により、参加者多数の信任を得た者を役員として選出する。

第8条 本会は、役員として、代表1名、事務局長1名、事務局員若干名、会計監査1名ををおく。役員は総会において改選される。

第9条 代表は、総会を召集してその議事を主宰し、事務局を監督し、対外的に本会を代表する。

第10条 事務局は、会務の常設執行機関である。

1、事務局長は、代表の監督下に事務局員を総轄し、代表不在の場合、その職務を代行する。

2、事務局員は、事務局長の統轄下に、研究・編集・会計・渉外・庶務等の会務を分掌し、その執行にあたる。

3、事務局は、総会に対して、会務の執行状況と決算を報告し、活動方針と予算を提案する。また、会則の改正や決議を提案し、役員候補を推薦する。

4、事務局は、京浜地域におき、そこをもって本会の所在地とする。

第11条 本会の会計は、会費、会誌販売等の事業収入、寄付金その他によってまかなう。

第12条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。会費は納入時の年度のものとし、次年度に繰り越さない。なお、次年度以降の会費の前納分は繰り越される。

第13条 会計監査は、総会に対する事務局の決算報告に先だて、その会計執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第14条 本会則の改訂は、事務局または会員の発議により、総会において行なう。

第15条 本会則は、1985年1月1日から施行する。

☆☆

京浜歴史科学研究会年報 創刊号
1987年1月25日発行
編集 京浜歴史科学研究会
事務局